

○一般社団法人量子 ICT フォーラム著作権取扱規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人量子 ICT フォーラム（以下、「当法人」という。）が著作権を有する又は著作権者から許諾を受けて利用する技術文書、技術論文、講演記録、コンピュータ・プログラム、図表、写真等の画像などの著作物（これらを翻訳又は翻案して作成した二次的著作物を含む。）の取扱いについて定める。

(定義)

第2条 この規程で使用する用語の定義は、以下に定めるところによる。

- (1)職員等 当法人の理事、監事及び顧問並びに臨時職員、パートタイマー、第三者から派遣された派遣職員その他当法人と雇用契約又はそれに準ずる関係にある者をいう。
- (2)著作物 著作権法第2条第1項第1号に定めた著作物をいう。
- (3)職務著作物 以下に定める著作物をいう。

ア 当法人の発意に基づいて職員等がその職務上作成する著作物（プログラムの著作物は除き、データベースの著作物は含む。）であって、当法人の著作の名義の下に公表するもの

イ 当法人の発意に基づいて職員等がその職務上作成するプログラムの著作物

- (4)著作権 著作権法第2章第3節第3款「著作権に含まれる権利の種類」に規定する権利（外国におけるこれらの権利に相当する権利を含む。）をいう。
- (5)著作者人格権 著作権法第2章第3節第2款「著作者人格権」に規定する権利（外国におけるこれらの権利に相当する権利を含む。）をいう。
- (6)著作物の利用 著作物の複製、公衆送信、翻案、翻訳その他著作権法第21条から第28条に定める各行為を行うことをいう。

(著作権の帰属)

第3条 職務著作物の著作権及び著作者人格権は、その作成時に別段の定めがない限り、当法人に帰属する。

2 当法人は、第三者に対し委託を行い、その成果として著作物が作成されることが予測される場合、あらかじめ当該第三者との間で締結する契約等において、著作権の帰属及び著作者人格権の取扱い等について必要な取決めを行うものとする。

3 前項は、当法人の会員が当法人の活動において著作物を作成することが予測される場合についても同様とする。

(著作権及び著作物の管理)

第4条 当法人は、当法人が著作権を有する著作物、並びに、当法人が許諾を受けて利用する著作物とその著作権を適切に保護するとともに、量子情報通信技術（量子ICT）の健全な発展を支援するためにこれらを運用する。

2 前項の目的を達成するために、次のとおり部署を設置する（以下「主管部署」という。）。)

(1) 事務局

社内規程、社員総会議事録、理事会議事録、監事報告書、訴訟資料その他当法人の組織運営上作成された書類、カタログ及び広告図案、当法人ホームページに掲載の図表、画像その他創作的表現、並びに当法人の事務局が保管・管理している画像及びデータ

(2) 各技術推進委員会

技術文書、ホワイト・ペーパー、技術論文、技術講演及びその記録、並びに各技術推進委員会が独自に管理する著作物

(著作権の譲渡)

第5条 当法人は、著作権法第61条に従って、当法人に帰属する著作権の全部又は一部を譲渡することができる。

2 当法人は、第三者から譲り受けた著作権について、当該譲渡契約で別段の定めがなされない限り、他の第三者へ営利目的をもって再譲渡することはできない。

(著作権の譲受け)

第6条 当法人は、著作権法第61条に従って、第三者から著作権の全部又は一部を譲り受けることができる。

2 当法人は、第三者から譲り受けた著作権を適切に運用し、量子情報通信技術（量子ICT）の健全な発展を支援するためにこれを行行使する。

(当法人が著作権を有する著作物の利用)

第7条 当法人が著作権を有する著作物を利用するためには、当法人による事前の書面による許諾を要する。

2 前項にかかわらず、自らの私的使用の目的のために、自己の著作物の全部又は一部を著作権法第30条の範囲内で使用する場合には、当法人の許諾を要しない。

3 当法人は、第三者から当法人が著作権を有する著作物の利用の申込みを受けた場合、主管部署においてその利用の是非を検討し、適切と認めた利用について許諾する。

4 前項の場合において、当法人は、必要な条件を付して当該著作物の利用を許諾すること

ができる。

- 5 第3項の場合において、当法人は、当該著作物の作成に関与した者に対し、その利用の許否に関する意見を求めることができる。ただし、当法人はその意見に拘束されるものではない。
- 6 当法人が著作権を有する著作物の利用につき、当法人による許諾を受けた者は、以下の各号に定める事項を遵守する。
 - (1) 当該著作物を利用してできた成果物に、出典及び当法人が著作権を有すること並びに当法人に無断での利用は著作権法で禁止されていることを明記すること
 - (2) 当該著作物を当法人から許諾を得た利用目的と利用方法以外で利用しないこと
 - (3) 当該著作物を改ざん又は変造しないこと
 - (4) 当該著作物の利用にあたり生じる費用を負担すること
 - (5) 当該著作物を利用してできた成果物を事前に当法人に無償で提供すること
- 7 当法人が著作権を有する著作物の利用の申込みは、当法人が指定する「著作物利用申請書兼許諾契約書」の提出により行い、当該著作物の利用許諾は、当法人が、同書面に記名押印の上これを当該申込者に交付することにより行う。

(当法人が著作権を有しない著作物の利用)

第8条 当法人は、著作権者から許諾を受けてその著作物を利用することができる。

- 2 前項の場合において、当法人は、その許諾にかかる利用方法及び条件の範囲内において、当該著作物を利用する。
- 3 第1項の場合、当法人は、著作権者の承諾を得ることなく当該著作物を利用する権利を第三者に譲渡しない。

(著作権侵害及び紛争処理)

第9条 当法人が著作権を有する著作物について、第三者による著作権侵害又はその疑いが生じた場合、当該著作物を創作又は作成した者は、その対応につき当法人と協議し解決を図る。

- 2 当法人が著作権を有する著作物の内容に関して、第三者から著作権侵害、名誉毀損等の主張がなされ紛争が生じた場合は、当該著作物を創作又は作成した者が一切の責任を負い、当法人に損害を被らせない。

(変更)

第10条 本規程は、理事会の決議により変更することができる。

付則

本規程は、令和 2 年 4 月 23 日より施行する

